

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年12月18日
【計算期間】	第4期(自 平成20年9月23日 至 平成21年9月24日)
【ファンド名】	みずほインカムトラストファンド9月号
【発行者名】	みずほ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 田 中 慎 一 郎
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【事務連絡者氏名】	商品開発部長 三 木 谷 正 直
【連絡場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【電話番号】	03-5232-7700
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① 金銭信託の受益権（以下「信託受益権」という場合があります。）を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指して安定運用を行う、委託者指図型の追加型投資信託（金銭信託受益権投資信託[※]）です。

※当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定める「委託者指図型投資信託」のうち、同第4項（証券投資信託）以外の投資信託です。本書中では、主要投資対象の名称を付して特に「金銭信託受益権投資信託」と呼びます。なお、当ファンドの所得税法上の区分は、所得税法第2条第1項第15号の3に定める「公募公社債等運用投資信託」に該当します。

- ② 1,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ変更することができます。
- ③ 社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

<商品分類>

- ・商品分類一覧表 （注）当ファンドが該当する商品分類に●を付しています。

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)	補足分類
単位型投信 ●追加型投信	●国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 ●その他資産 (金銭信託受益権) 資産複合	インデックス型 ●特 殊 型

・商品分類定義

該当分類	分 類 の 定 義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
その他資産 (金銭信託受益権)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、括弧内の記載はその該当資産を表す。
特殊型	目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

<属性区分>

- ・属性区分一覧表 （注）当ファンドが該当する属性区分に●を付しています。

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	特殊型
---------------------	------	--------	-----

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 ●その他資産 (金銭信託受益権) 資産複合	●年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他	グローバル ●日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型／ 絶対収益追求型 ●その他型 (金銭信託受益権投資信託)
---	--	--	---

・属性区分定義

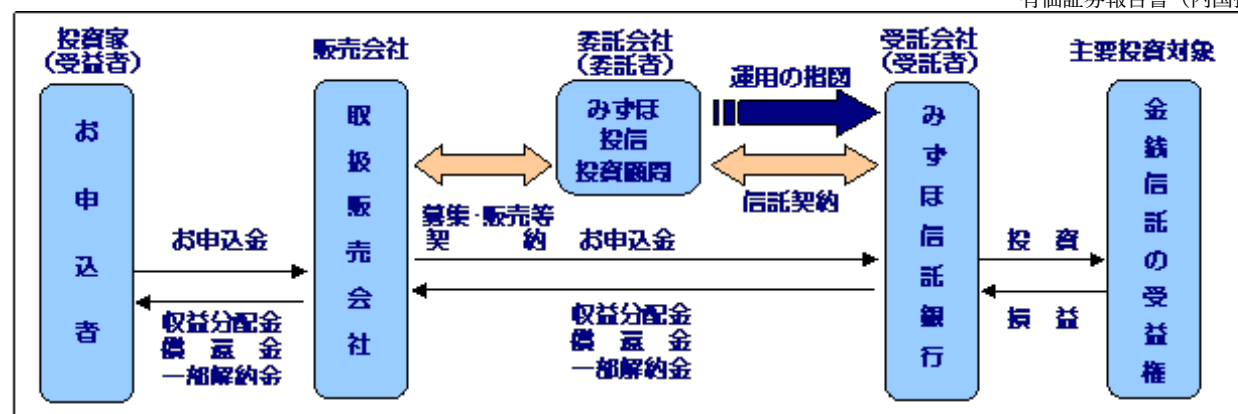
該当区分	区 分 の 定 義
その他資産 (金銭信託受益権)	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
その他型 (金銭信託受益権投資信託)	目論見書又は投資信託約款において、「ブル・ベア型」、「条件付運用型」、「ロング・ショート型」及び「絶対収益追求型」のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいい、括弧内の記載はその仕組みや運用手法等の性質を示す。

（注1）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

（注2）当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

(2) 【ファンドの仕組み】

① 当ファンドの運営の仕組み



販売会社は委託会社との間で受益権の取扱いに関する契約（募集・販売等契約）を締結し、ファンドに関する主に次の業務を引き受けます。

- (1) 受益権の募集の取扱い・販売
- (2) 受益者の請求に基づく一部解約事務
- (3) 受益者からの受益権の買取り
- (4) 受益者に対する一部解約金、買取代金、収益分配金及び償還金の支払い
- (5) 受益者に対し交付される収益分配金の再投資に係る事務
- (6) 受益者に対する目論見書、信託約款、運用報告書等の交付 等

委託会社は信託財産の運用の指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

受託会社は信託契約に基づき、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。なお、信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。ただし、外国における資産の保管は、外国の金融機関が行います。

② 委託会社の概況

1 資本金の額 20億4,560万円（平成21年11月30日現在）

2 会社の沿革

昭和39年5月26日 「朝日証券投資信託委託株式会社」設立

平成9年10月1日 「株式会社第一勧業投資顧問」

「勸角投資顧問株式会社」と合併し、

「第一勧業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更

平成11年7月1日 「第一勧業アセットマネジメント株式会社」に商号変更

平成19年7月1日 「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、

「みずほ投信投資顧問株式会社」に商号変更

3 大株主の状況（平成21年11月30日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	1,038,408株	98.7%
ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー	米国ニュージャージー州ジャージーシティ市ハドソン通り90番地	13,662株	1.3%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 基本方針

当ファンドは、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。

② 運用方法

1 主要投資対象

金銭信託の受益権を主要投資対象とします。なお、このほか有価証券および金融商品等へ投資する場合

があります。

《参考：投資対象として想定される金銭信託の内容》

商品分類	信託銀行が設定する金銭信託
投資対象	円建ての信託受益権、資産担保証券、公社債及びコマーシャル・ペーパー その他有価証券等、取得時点において格付機関※より長期A格または短期 a-2格以上（a-2格のものは期間3ヵ月以内）の格付けを取得して いるものが主たる運用対象。 また、金利スワップ等のデリバティブ取引及び有価証券の貸付等を行う こともある。
運用の特色	信販会社との提携により、主として個人の自動車等購入資金の貸付を行 う合同運用指定金銭信託の信託受益権（優先劣後構造による優先受益 権）を主要投資対象とし、元本の安全性に配慮しつつ、着実な予定分配の 実現を目指す。 また、金利変動に伴うリスクをできる限り回避するため、運用財産の キャッシュフローや信託金の元本の状況を踏まえた金利スワップ契約の 締結を行う。

※ 格付投資情報センター（R&I）、日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）、スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）等

2 投資態度

- i 金銭信託の受益権（以下「信託受益権」といいます。）を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。
 - ・信託受益権は、実質的に指名金銭債権へ主として投資するものとします。
 - ・信託受益権は、取得時において、R&I（株式会社格付投資情報センター、以下同じ。）の信用格付けAfc（シングルエーエフシー）格同等以上が付与されているものとします。
 - ・また有価証券および金融商品等は、取得時において、格付機関（R&I等）による格付けが長期A格／短期a-2格同等以上が付与されているものとします。
- ii 原則として、信託受益権を高位（信託財産の純資産総額の90%以上）に組入れることを基本とします。
- iii なお資金動向および市場動向の急激な変化、この投資信託の設定、解約、償還、投資環境の変動、信託財産の規模等によっては、投資制限の範囲内で、弾力的に変更する場合があります。

3 特記事項

- i ファンドの運用成果の目標を提示します。
 - ・参考情報として、ファンドの取得および換金申込受付期間に「参考目標分配率」を提示し、毎計算期初に、改めて「目標分配率」を提示します。
- ii R&I（格付投資情報センター、以下同じ。）のファンド信用格付け“Afc”を取得しています。

[用語解説]

- ※金銭信託：金銭を信託財産として信託銀行に預け、信託期間が終わった時点で元本と収益を受け取る商品を行います。また商品性として、必ずしも元本が保証されているわけではありません。
- ※信託受益権：信託財産の元本および収益を受け取ることができる権利を行います。
- ※指名金銭債権：指名債権であって金銭の支払いを目的とするものをいいます。また、指名債権とは、債権者が特定した普通の債権のことをいいます。具体的には、自動車ローン債権、住宅ローン債権、リース債権等があげられます。

[運用の仕組み]

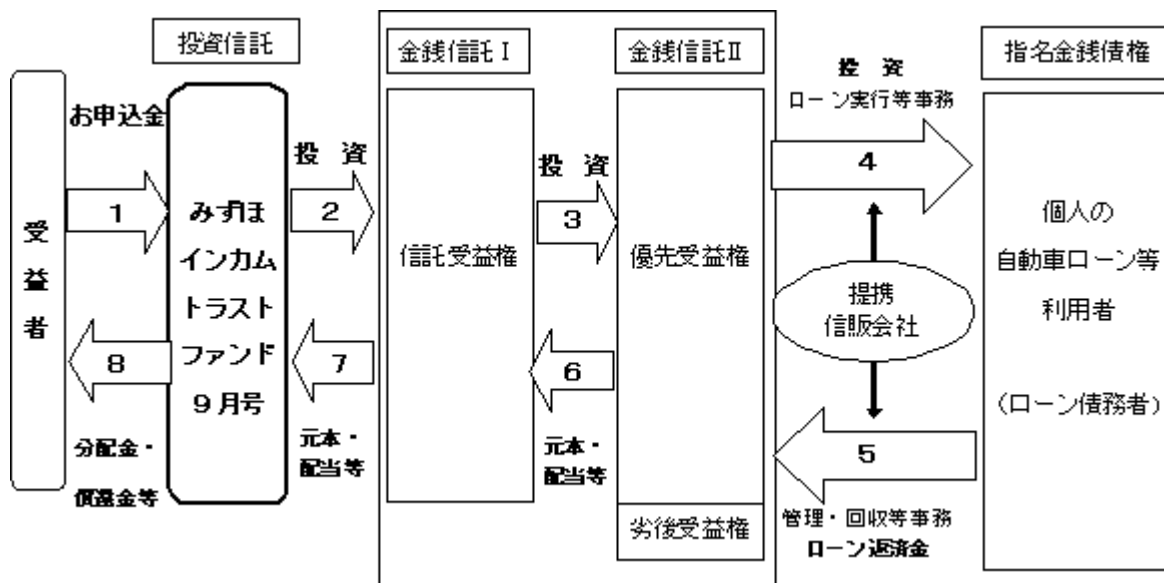
投資資金の流れ

- ・当ファンドは受益者の皆様のお申込金について、金銭信託の信託受益権への投資を通じて、実質的には指名金銭債権（以下、具体例として「自動車ローン等」といいます。）へ投資します。
 - 投資資金の流れでは、当ファンドはお申込金を主として金銭信託Ⅰ（下図ご参照、以下同じ。）の信託受益権へ投資し、また金銭信託Ⅰは金銭信託Ⅱの優先受益権へ投資し、金銭信託Ⅱは自動車ローン等へ投資を行います。（1～4）
 - また当ファンドは、自動車ローン等の返済金について、金銭信託Ⅱの優先受益権および金銭信託Ⅰの信託受益権を通じて、元本と収益（配当）を受取り、これを主たる原資として当ファンドの受益

者の皆様へ分配金・償還金等の支払いを行います。（５～８）

→なお、自動車ローン等の場合、ローン実行および回収等は事務委託先の提携信販会社を通じて行います。

※ 金銭信託Ⅰ・Ⅱは仕組みを説明するために付した名称です。



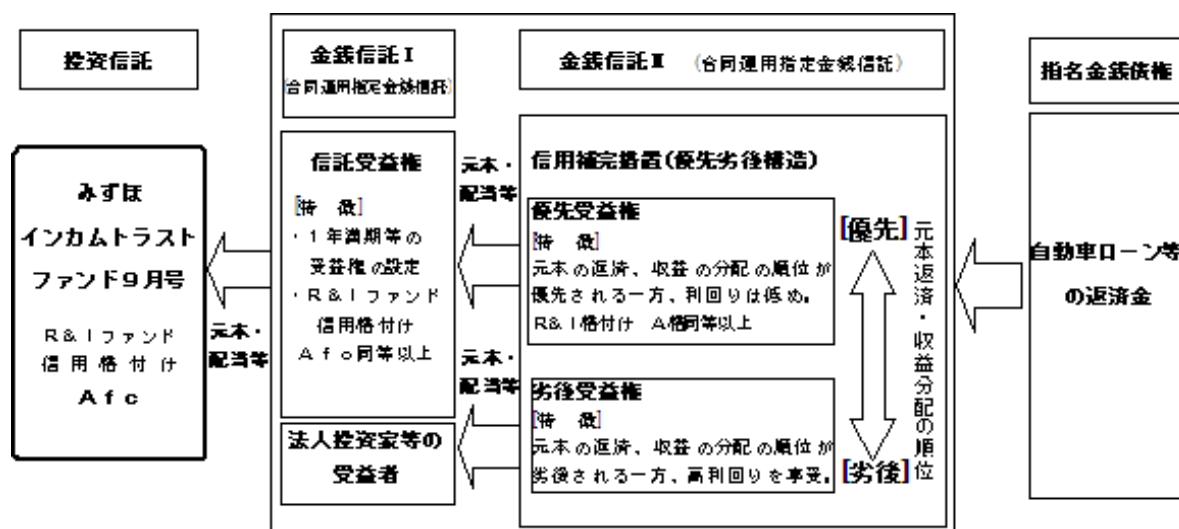
※ 数字は投資資金の流れの順番を表します。

●運用の仕組みのポイントー信用補完措置（優先劣後構造）

ポイント１：自動車ローン等は、返済の遅延や貸倒れ等の信用リスクを内包していますが、当ファンドが投資する金銭信託では、信用リスクを低減するために優先劣後構造の仕組み（下図ご参照、以下同じ。）を採用しています。この仕組みを信用補完措置といいます。

ポイント２：自動車ローン等の返済金を受取る金銭信託Ⅱは、優先受益権と劣後受益権を設けます。ローンの信用リスクについて、劣後受益権が一定程度吸収することで、優先受益権は安定的なものとなります（Ｒ＆Ｉの格付けＡ格同等以上）。

ポイント３：金銭信託Ⅰは、信用補完措置による優先受益権を組入れ資産とし、１年満期等の信託受益権を主として設定します（Ｒ＆Ｉのファンド信用格付けＡｆｃ格同等以上）。当ファンドは、この金銭信託Ⅰの信託受益権を主要投資対象とすることで、信用リスクの低減を図っています。



※ 優先受益権とは、金銭信託Ⅱで受取った自動車ローン等の返済金（元金・利息）について、優先的に元本の返済、収益の分配がなされる部分といい、逆に元本の返済、収益の分配が劣後する部分を劣後受益権といいます。

※ 合同運用指定金銭信託とは、信託銀行が設定する金銭信託（金銭を信託財産として預け、信託期間が終わった時点で元本と収益を受け取る商品）の一種で、多数の委託者（預ける人）が運用の方法を指定して金銭を預け、合同で運用される方式のものをいいます。

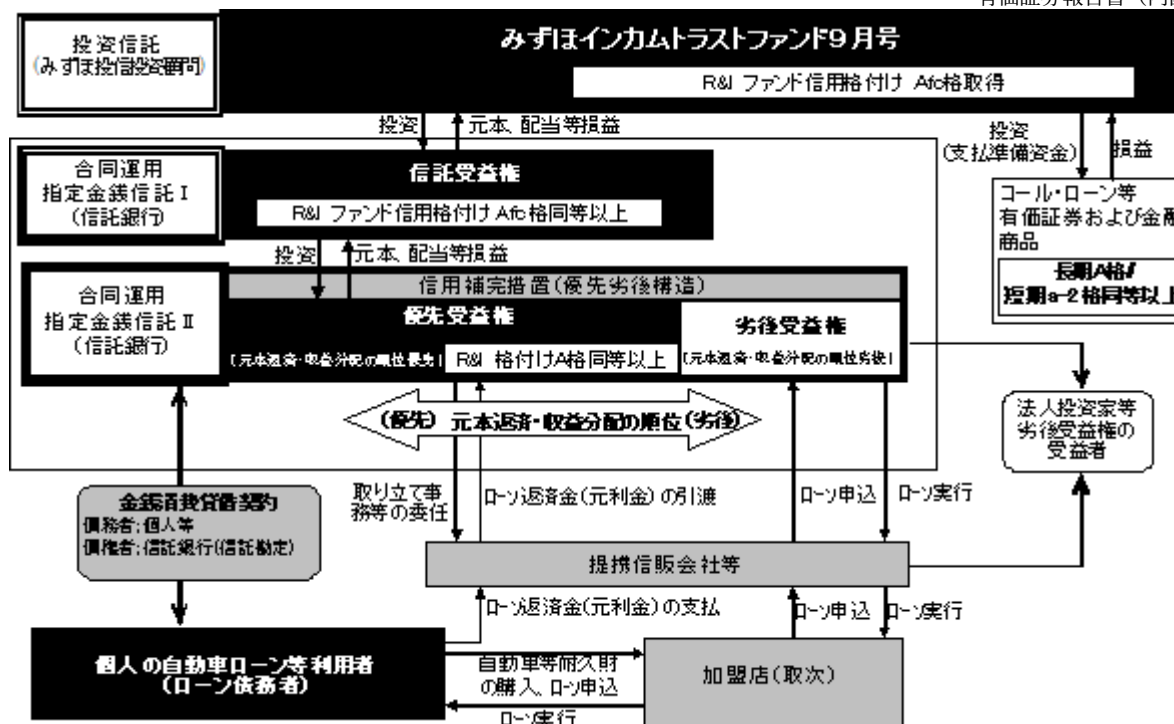
●流動性管理について

- ・当ファンドは信託受益権（取得時のR&Iのファンド信用格付けA f c格同等以上）を原則高位（90%以上）に組入れますが、原則として、毎計算期末までに満期を迎える1年満期等の信託受益権等へ主として投資することで、流動性リスクの低減を図った運営・管理を行います。
- ・また換金申込受付期間以外において、受益者から特別な事由がある場合の中途換金（特別解約）の請求が発生した場合等に備え、支払準備資金として一定の割合を有価証券および金融商品等（取得時において格付機関による格付けが長期A格、短期a－2格同等以上、かつ満期まで3ヵ月以内のもの）で運用することにより、ファンドの安定性を高めています。
- ・ただし、資金動向および市場動向の急激な変化、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動、信託財産の規模等によっては、当ファンドの投資制限の範囲内で弾力的に変更する場合があります。

●その他運用の仕組みの特徴

- ・実質的な投資対象とする指名金銭債権（ローン等）の貸付金利は、一般に同様の条件の公社債等の利回りと比較して相対的に高い水準にあり、投資対象としては魅力的であることが特徴です。ところが実際にローン等の貸付を行った場合、返済の遅延や貸倒れ等の信用リスクを伴います。この信用リスクを伴うローン等の中で、自動車ローン等のように種類によっては、多数のローン債権を束ねて信用リスクを分散させ、さらに信用補完措置（優先劣後構造等）を講じることにより、信用リスクの低減を図った優先受益権とすることができます。当ファンドは、上記のような信用リスクの低減を図った優先受益権へ投資する金銭信託の信託受益権を主要投資対象とします。
- ・具体的に想定される運用の仕組みとして下図に示す「自動車ローン等」の場合の金銭信託Ⅱ（合同運用指定金銭信託Ⅱ）は、信託方式による信用補完措置（優先劣後構造）を利用してローンの利用者へ実質的に直接貸付ける方法（提携ローン方式）を採用しているため、流動化商品において問題となる債権移転にかかる対抗要件具備（対抗要件の具備は、債務者に対する通知、債権者の承諾、「債権譲渡特例法」に基づく登記、「特定債権法」に基づく公告等の方法で行います。）の問題は発生せず、提携信販会社等の信用リスクから隔離が図られていることも特徴といえます。
- ・金銭信託Ⅰは、主として自動車ローン等の優先受益権である金銭信託Ⅱ（合同運用指定金銭信託Ⅱ）へ投資する他、信用リスクが分散されて一定の格付け基準（同等のものを含む）を満たす住宅ローン債権、ショッピングクレジット債権、リース債権、キャッシング債権等を裏付け資産とする信託受益権及び資産担保証券等ならびに債務担保証券等へ投資する場合があります。また、当ファンドが上記債権および信託受益権等へ直接投資する場合があります。
- ・金銭信託Ⅰと金銭信託Ⅱでは投資期間、金利が異なるため、金銭信託Ⅰは金利変動リスクを内包しています。金銭信託Ⅰでは、これを軽減するため金利スワップ契約取引を行います。

《参考：具体的に想定される運用の仕組み（自動車ローン等の場合）》



●ファンドの運用成果の目標

当ファンドでは参考情報として、当ファンドの取得および換金申込受付期間中に「参考目標分配率」を提示し、毎計算期初に、改めて「目標分配率」を提示します。

参考目標分配率 0.50%（税引き前）

- ・上記「参考目標分配率」は、今回の取得および換金申込受付期間である平成21年8月21日から平成21年9月24日までに、当ファンドのご購入を検討される際の参考情報として、平成21年8月4日時点で算出した値です。「目標分配率」を当ファンドの計算期初に改めて算出します。
- ・分配率とは、毎計算期末において収益分配金として計上される金額を、当該計算期初の元本の金額で除して得られる値を年率換算表示（税引き前）したものです。
- ・「参考目標分配率」は、当ファンドの取得および換金申込受付期間において、翌計算期間にかかる参考情報として提示するものであり、「目標分配率」は、毎計算期間内における参考情報として毎計算期初に改めて提示するものです。
- ・「参考目標分配率」および「目標分配率」は、提示時点における信託受益権の配当動向および投資環境等を勘案した運用成果の目安であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
- ・「参考目標分配率」と「目標分配率」は、投資環境の変動等により異なる値となる場合があります。また、「目標分配率」は、あくまで参考情報として提示するものであり、将来の投資環境の変動等により、予告なしに変更または提示を中止する場合がありますのでご留意ください。
- ・当ファンドをご購入の後に、保有の継続または換金等を検討される際の参考情報として、毎年の換金申込受付期間内に翌計算期間にかかる「参考目標分配率」を新たに提示しますので、ご購入の販売会社でご確認ください。また、委託会社の下記照会先でもご確認できます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号※
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時[平日営業日の場合は午前9時～正午]までとさせていただきます。（以下同じ。）

●ファンドの信用格付

R&Iのファンド信用格付け Afc（シングルエーエフシー）

- ・当ファンドは、組入れ信託受益権等の信用リスク管理および流動性管理を徹底することにより、平成20年10月2日付で格付機関の「格付投資情報センター（R&I）」よりファンド信用格付け“ Afc（シングルエーエフシー） ”を継続して取得しています。

- ・なお、取得したファンド信用格付けは、将来の投資環境の変動等により、予告なしに変更となる場合、また取得を中止する場合がありますのでご留意ください。
- ・信用格付けは、過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を約束または保証するものではありません。

《ファンド信用格付けとは》

R & I のファンドの信用格付けは、ファンドの債券／債権ポートフォリオの信用力に関する見解を示すものです。主に投資商品のポートフォリオを構成する個別債券／債権に対する R & I 格付けを基礎とし、さらに運用方針や戦略、リスク管理、コンプライアンス体制などの定性要因も加味して評価されます。

- 評価は「A A A f c」から「C f c」の 9 段階ですが、「A A f c」から「C C C f c」までの格付けには、同一格付符号内での上下を区別するため、プラス・マイナスが付される場合があります。
- 当ファンドのファンド信用格付けは、9 段階の最上位から 3 番目となります。

ファンド信用格付けの定義

符 号	定 義
A A A f c	ポートフォリオの信用力が、A A A の債券と同等と判断されるファンド
A A f c	ポートフォリオの信用力が、A A の債券と同等と判断されるファンド
A f c	ポートフォリオの信用力が、A の債券と同等と判断されるファンド
B B B f c	ポートフォリオの信用力が、B B B の債券と同等と判断されるファンド
B B f c	ポートフォリオの信用力が、B B の債券と同等と判断されるファンド
B f c	ポートフォリオの信用力が、B の債券と同等と判断されるファンド
C C C f c	ポートフォリオの信用力が、C C C の債券と同等と判断されるファンド
C C f c	ポートフォリオの信用力が、C C の債券と同等と判断されるファンド
C f c	ポートフォリオの信用力が、C の債券と同等と判断されるファンド

ファンド信用格付け“ A f c（シングルエーエフシー）”は、「ポートフォリオの信用力が“A（シングルエー）”の債券と同等と判断されるファンド」を意味します。債券格付け“A”の定義は、「信用力は高く、部分的に優れた要素がある。」というもので、「A 格の企業が発行している債券において、利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞る可能性」と「ファンドの元本の償還や収益の分配が想定通り支払われなくなる可能性」が同等であるということです。

※ファンド信用格付けの定義は、予告なしに変更となる場合があります。

《参考：債券の格付け定義》

符 号	定 義
A A A	信用力は最も高く、多くの優れた要素がある。
A A	信用力は極めて高く、優れた要素がある。
A	信用力は高く、部分的に優れた要素がある。
B B B	信用力は十分であるが、将来環境が大きく変化する場合、注意すべき要素がある。
B B	信用力は当面問題ないが、将来環境が変化する場合、十分注意すべき要素がある。
B	信用力に問題があり、絶えず注意すべき要素がある。
C C C	債務不履行に陥っているか、またはその懸念が強い。債務不履行に陥った債権は回収が十分には見込めない可能性がある。
C C	債務不履行に陥っているか、またはその懸念が極めて強い。債務不履行に陥った債権は回収がある程度しか見込めない。
C	債務不履行に陥っており、債権の回収もほとんど見込めない。

※債券の格付けの定義は、予告なしに変更となる場合があります。

- ※ 格付投資情報センター（R & I）のファンド信用格付けは、当該ファンドの信用力に対する見解を示すものです。当格付は投資の参考となる情報の提供のみを目的としており、投資家に当

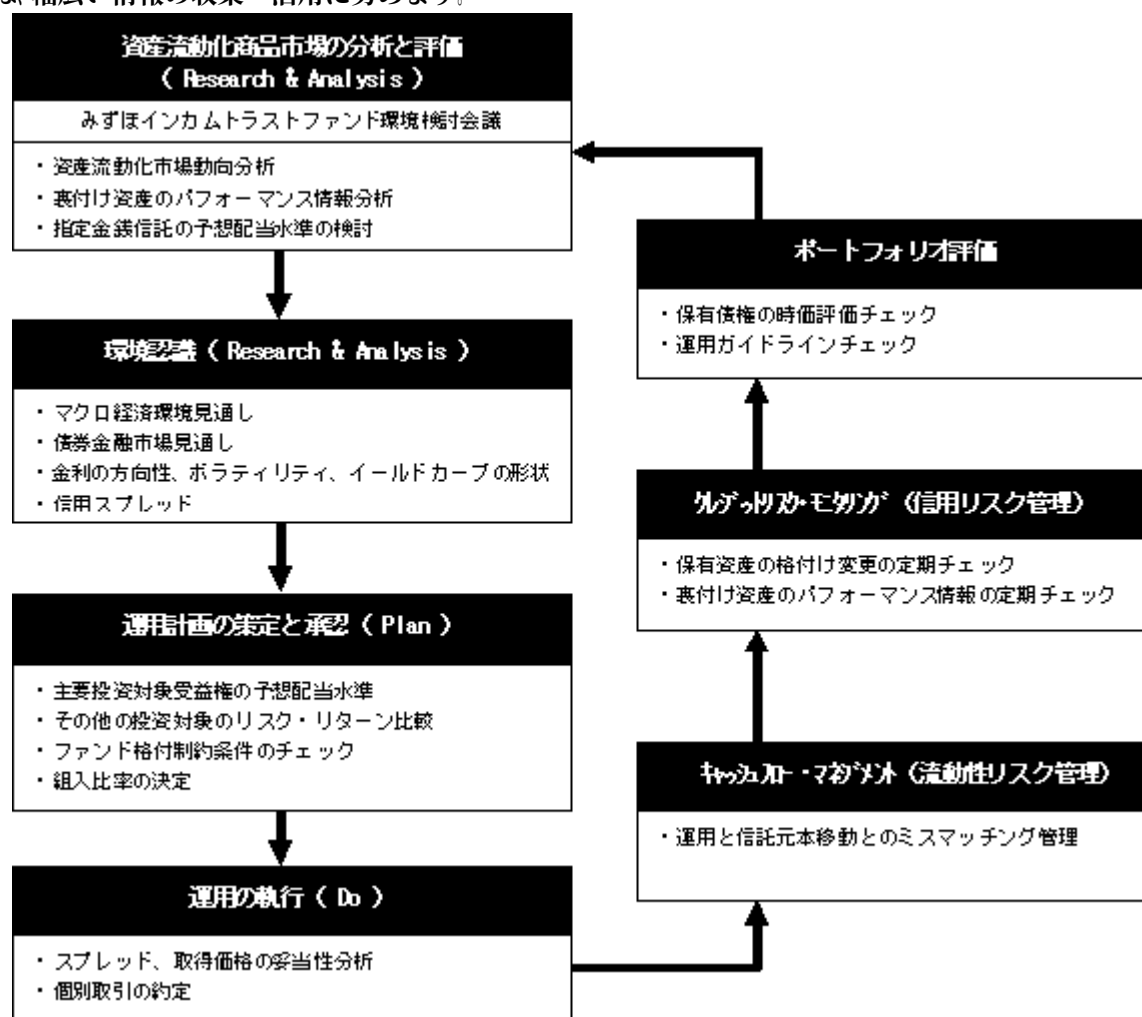
該ファンドの購入、売却、保有を推奨するものではありません。当格付けは信頼すべき情報に基づいたR&Iの意見であり、その正確性及び完全性は必ずしも保証されていません。当格付けは、原則として依頼者から所定の手数料を受領して行うものです。

《格付投資情報センター（R&I）とは》

わが国最大の格付機関であり、社債やコマーシャルペーパー（C P）、資産担保証券（A B S）、金銭信託、投資信託等について、格付け対象企業や金融機関から独立した中立、公正な立場から格付けを行っています。その格付けは投資家から高い信頼を得ており、社債ではわが国で発行されたもののほとんどを網羅しています。また、企業内容等の開示に関する内閣府令第1条13号の2に定める指定格付機関の1社です。

③ ファンドの投資プロセス

当ファンドの具体的な投資プロセスは以下の通りです。なお、これら投資プロセス全体の執行にあたっては、幅広い情報の収集・活用に努めます。



※ 会議の名称等については本書提出日現在のもので、将来変更される場合があります。

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で規定するものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券（下記② a. に掲げる金銭信託の受益権、下記② b. の1. から10. までおよび12. に規定するものに限ります。）

2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、（5）投資制限a. の⑤、⑥および⑦に定めるものに限りします。）

3. 金銭債権

4. 約束手形

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

② 有価証券の指図範囲

a. 委託会社は、当ファンドの信託金を、主に上記① a. の1.、3. および4. に掲げるものに投資する金銭信託の受益権（本邦通貨表示のものに限りします。）へ主として投資し、かかる金銭信託を通じて、実質的に指名金銭債権（指名債権であって金銭の支払を目的とするものをいいます。）へ主として投資するものとします。

b. 委託会社は、信託金を、上記a. に掲げる金銭信託の受益権のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）および金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）（本邦通貨表示のものに限りします。）への投資の指図をすることができます。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

6. コマーシャル・ペーパー（資産担保コマーシャル・ペーパーを含みます。）

7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1. から6. の証券または証書の性質を有するもの

8. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

10. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）

11. 預金（譲渡性預金を含み、金融商品取引法第2条第1項第21号に規定するものを除きます。）

12. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

13. コール・ローン

14. 手形割引市場において売買される手形

なお、1. から5. までの証券および7. の証券または証書のうち1. から5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

(3) 【運用体制】

① 意思決定プロセス

1. 運用の意思決定にあたっては、まず「マクロ経済分析会議」において投資判断に先立つマクロ経済環境に関する前提を明確にします。これに基づいて「資産別投資分析委員会」において各資産別の市場見通しを策定し、「投資政策委員会」で各市場の見通しを最終承認します。

2. 運用担当者は、投資政策委員会で承認された各市場見通しを踏まえて運用に関する基本計画を策定し、運用会議にて審議・決定します。

3. 運用担当者は、運用会議で決定された基本計画に基づいて、具体的な運用計画を策定し、これに基づいてトレーディング部門に発注指図を行います。トレーディング部門は、売買に係る法令・約款および運用ガイドラインなどの社内諸規則の遵守状況をチェックのうえ個別の取引を実行します。

4. 各ファンドの運用リスク管理状況・運用実績について「運用評価委員会」において審議・評価が行われ、また法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果が「コンプライアンス委員会」において審議されます。

5. 以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門（平成21年9月末現在5名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

② 関係法人に対する管理体制

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、委託会社は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認しています。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎年1回（原則として9月20日、同日が休業日の場合は翌営業日）決算を行い、原則として、収益分配前の純資産総額が当該元本総額（元本の額（1万口当り1万円）の合計額をいいます。）を超過する額の全額を収益分配金に充当します。ただし、収益分配前の純資産総額が当該元本総額を下回った場合、分配は行いません。

② 収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。

2. 収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し、お支払いします。

(5) 【投資制限】

a. 約款で定める投資制限

① 信託受益権

信託受益権への投資割合には制限を設けません。

② 株式等

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への投資は行いません。

③ 有価証券

委託会社は、当ファンドの投資信託財産に属する「(2)投資対象 ②b. の1. から10.」までの有価証券の時価総額が、当該投資信託財産総額の50%を超える投資の指図は行いません。

④ 外貨建資産

外貨建資産への投資は行いません。

⑤ 先物取引等の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプ

ション取引を行うことの指図をすることができます。

3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑥ スワップ取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦ 金利先渡取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧ 公社債の貸付の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えない範囲で貸付けの指図をすることができます。
2. 前記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑨ 公社債の借入れの指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 前記1. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の50%以内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の50%を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 前記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑩ 資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって信託受益権および有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する信託受益権および有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日

から信託財産で保有する信託受益権および有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該信託受益権および有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

b. 法令で定める投資制限

- ① 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定める「委託者指図型投資信託」のうち、同第4項（証券投資信託）以外の投資信託です。有価証券^{※1}への投資^{※2}は、投資信託財産総額の2分の1以下に制限されます。
※1 金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利を除きます。
※2 有価証券についての有価証券関連デリバティブ取引を行うことを含みます。
- ② 当ファンドは、所得税法第2条第1項第15号の3に定める「公募公社債等運用投資信託」に該当します。そのため、上記の有価証券への投資制限に加えて、運用対象資産が同施行令第2条の2に定める資産（公社債、手形、所得税法第2条第1項第15号の2に規定する指名金銭債権及び合同運用信託）に制限されます。
- ③ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）
デリバティブ取引は、あらかじめ定めた合理的な方法により算出した、金融商品市場における相場の変動等により発生し得る危険に対応する額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3 【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

当ファンドは、主として信託受益権などの値動きのある資産に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。

① 流動性リスク

流動性リスクとは、いわゆる資金繰りに関わるリスクのことをいいます。

当ファンドが主要投資対象とする信託受益権等は、原則として取引所の相場のない資産であるため、受益者の換金請求に応じた売却等をする場合、国債など市場での流通性に富む資産に比べて換金処分は困難で、本来の実勢より低い価格で売却しなければならないケースや、売却不可能となるケースが生じる可能性があります。このような事態が発生した場合、当ファンドの運用成績に悪影響を及ぼす可能性があり、その影響の程度によっては、受益者の払込元本相当額が毀損したり、収益分配を目標通り行うことができなくなる可能性があります。当ファンドでは、このような流動性リスクに対し、原則として受益者の換金申込受付期間を毎計算期末の一定期間に制限し、また毎計算期末までに満期を迎える1年満期等の信託受益権等へ主として投資することで、当該リスクの低減を図っています。

当ファンドでは、上記の換金申込受付期間以外において、受益者から特別な事由がある場合の中途換金（特別解約）の請求が発生する場合に備え、支払準備資金を保有することで当ファンドの安定性を高めています。しかしながら、特別解約が大量に発生した場合等には、支払準備資金として保有する現金又は即時換金可能な運用資産の範囲で収まらなくなる可能性があり、やむを得ず不利な条件で信託受益権等の売却を強いられる等のリスクがあります。

また、主な投資対象資産である信託受益権を設定する合同運用指定金銭信託は、合同運用であるため、当ファンドからの投資に加え、他の投資家（委託者）も存在します。その合同運用指定金銭信託において他

の投資家からの大量の設定や解約などが発生した場合、合同運用指定金銭信託が、当初想定した運用の継続が困難になる可能性があり、その影響の程度によっては、当ファンドの受益者の払込元本相当額が毀損したり収益分配を予定通り行うことができなくなる可能性があります。

② 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利の変動により組入資産の評価額が変動してファンドが損失を被るリスクをいいます。一般的な債券と同様、信託受益権等の評価額は金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。

当ファンドは、このような金利変動リスクに対し、毎計算期末までに満期を迎える1年満期等の信託受益権等へ主として投資することで、当該リスクの低減を図っています。

しかしながら、換金申込受付期間以外において、受益者から特別な事由がある場合の中途換金（特別解約）の請求が大量に発生した場合等には、支払準備資金として保有する現金又は即時換金可能な運用資産の範囲で取まらなくなる可能性があり、やむを得ず信託受益権等の売却を強いられる場合等があります。

このような場合、一般に金利上昇時には、相対的な投資価値が低下している状態で資産の売却を行うことになるため、当該売却が当ファンドに損失を与える可能性があります。

また、金利低下時に自動車ローン等の期限前返済が想定以上に発生した場合、当初期待した金利水準で再投資することができなくなるリスク等があります。

③ 信用リスク

信用リスクとは、組入資産の発行者の経営・財務状況の悪化やそれらに伴う外部からの評価の低下により、組入資産の評価が下落・喪失し、ファンドが損失を被るリスクをいいます。

当ファンドは、金銭信託の信託受益権を通じて、指名金銭債権（自動車ローン等）等の信用リスクを有する資産へ実質的に投資します。当ファンドではかかる信用リスクに対し、優先劣後構造の仕組みや保証等の手法による信用補完措置を講じ、当該リスクの低減を図っています。しかしながら、実質的な投資対象資産である指名金銭債権（自動車ローン等）に、当初の想定を超えた不良債権が発生した場合には、組入れた信託受益権等からの配当や元本償還が予定通り得られなくなる等のリスクがあります。

また、合同運用指定金銭信託が金利スワップ等のデリバティブ取引を行っている場合、その取引の相手方の経営・財務状況の悪化やそれらに伴う外部からの評価の低下等により契約通りの取引を行えなくなり、合同運用指定金銭信託の運用の継続が困難になる可能性があり、その影響の程度によっては、受益者の払込元本相当額が毀損したり収益分配を予定通り行うことができなくなる可能性があります。

実質的に投資する指名金銭債権の具体例として挙げている自動車ローン等の場合、ローン等の実行事務やこれら債権の管理・回収を提携した信販会社等に委託（以下、管理委託といいます。）することがありますが、これら委託した信販会社等の債務不履行等により、債権の毀損や回収事務の滞留が起こる可能性があります。このような事態となった場合、バックアップ・サービサーへ回収事務を移管し、速やかに回収を開始しますが、一時的な回収事務停止が起こる可能性があります。管理委託業務は、管理委託先の業務遂行能力に依拠するため、当該金銭信託における管理委託先を選定するにあたっては、当該管理会社の能力・経験・ノウハウを十分考慮することが前提となりますが、その管理会社における人的・財産的基盤が維持される保証はありません。

当ファンドでは、このほか住宅ローン債権、リース債権、手形債権等を実質的な投資対象とする場合、公社債・コマーシャルペーパー・短期金融商品などへ投資する場合があります。これらの発行体または運用機関に債務不履行等が生じた場合にも、元本や利金等の支払いが予定通り行われない可能性があります。

④ その他留意点

1. 当ファンドは、主としてR&Iファンド信用格付けA f c格同等以上が付された信託受益権を投資対象とするなど安全性に配慮した運用に努めますが、これら格付けは、投資商品のポートフォリオを構成する個別債券／債権に対するR&I格付けをもとに、その集合体であるファンドの信用リスクを格付けしたものです。ファンド信用格付けは、あくまでファンドの信用度の相対的な評価に止まり、その絶対的な安全性を保証する性質のものではありません。また、投資銘柄の値上がり、純資産価値の変動、利回りといったファンドのパフォーマンスを主たる評価対象とするものでもありません。

2. 当ファンドの主要投資対象資産は流動性に制限があるため、当ファンドの換金性も相当程度の制約を受けます。特別解約の条件を満たす場合であっても、多額な特別解約があった場合、または特別解約が一時期に集中したため保有資産の即時売却が困難である場合等には、中途換金のお申込みをお断りする場合や換金時期を延期させていただく場合がございますので、予めご留意ください。
3. 設定後の純資産総額の減少等により、当ファンドの運用に支障をきたすことが明らかであると委託会社が判断した場合には、繰上償還を行う場合があります。
4. 当ファンドは金銭信託受益権投資信託であり、証券投資信託ではありません。当ファンドの償還金は、証券投資信託の償還金等にかかる償還乗換優遇措置が適用されない場合がありますので、販売会社でご確認ください。

(2) リスク管理体制

リスク管理部門は、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、運用実績の分析・評価を実施し、必要に応じて提言等を行います。

法務・コンプライアンス部門は、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。

運用部門からは独立した組織であるトレーディング部門が売買執行および発注に伴う諸規則の遵守状況のチェックを行います。

これらのリスク管理の結果は、リスク管理に関する委員会等を通じて経営に報告されます。

なお、上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。
- ② 前記①の報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の元本の総額に年0.75%以内の率を乗じて得た金額とします。
- ③ 当ファンドの信託報酬の率およびその支払い先および配分は以下のとおりとします。

信託報酬	委託会社	販売会社※	受託会社
年0.400%	年0.178125%	年0.196875%	年0.025%

※ 販売会社の配分率には、委託会社が支払う代行手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額が含まれています。

- ④ 信託報酬の率は、年0.75%の率を上限とする範囲内で、原則として、当ファンドの取得および換金申込受付期間に提示される「参考目標分配率」の水準に応じ、毎計算期間毎に見直します。

（ご参考：「参考目標分配率」と「信託報酬の率」）

参考目標分配率	信託報酬の率（年率）			
	委託会社	販売会社	受託会社	合 計
2.5%以上	0.334875%	0.370125%	0.045%	0.75%

2.0%以上2.5%未満	0.313500%	0.346500%	0.040%	0.70%
1.5%以上2.0%未満	0.268375%	0.296625%	0.035%	0.60%
1.0%以上1.5%未満	0.223250%	0.246750%	0.030%	0.50%
0.5%以上1.0%未満	0.178125%	0.196875%	0.025%	0.40%
0.4%以上0.5%未満	0.155800%	0.172200%	0.022%	0.35%
0.3%以上0.4%未満	0.133000%	0.147000%	0.020%	0.30%
0.2%以上0.3%未満	0.087875%	0.097125%	0.015%	0.20%
0.2%未満	0.042750%	0.047250%	0.010%	0.10%

※ 販売会社の配分率には、委託会社が支払う代行手数料に係る消費税等相当額が含まれます。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（特定資産の価格調査に要する費用、監査費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらにかかる消費税等相当額を含みます。）、受託会社が立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 特別解約時には、信託財産留保額（特別解約受付日の基準価額の0.5%）をご負担いただきます。
- ④ 当ファンドへの投資を通じ、投資対象である金銭信託の受益権の運用費用等を間接的にご負担いただきます。当該費用は、運用環境や投資状況等により変動するため、あらかじめ表示することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、所得税法第2条第1項第15号の3に定める「公募公社債等運用投資信託」に該当し、当ファンドから発生する収益は利子所得として扱われます。

① 個別元本について

- 1 受益者毎の信託時の受益権の価額が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2 受益者が同一ファンドの受益権を複数回に分けて取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3 ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4 個別元本は、各月号毎に算出されます。なお、追加信託を行う場合の算出方法は、原則として以下の通りです。

$$\frac{(\text{同じ月号の追加信託前の個別元本} \times \text{既保有口数}) + (\text{同じ月号の追加信託時の基準価額} \times \text{追加信託口数})}{(\text{同じ月号の既保有口数} + \text{同じ月号の追加信託口数})} \times 10,000$$

② 課税方法について

1 個人の受益者に対する課税上の取扱い

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金、ならびに一部解約時、特別解約時および償還時の個別元本超過額については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われます。

2 法人の受益者に対する課税上の取扱い

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金、ならびに一部解約時、特別解約時および償還時の個別元本超過額については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。

※ 税法が改正された場合等には、上記「課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

※ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成21年11月6日現在）

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
その他の資産	金銭信託受益権	日本	3,330,000,000	94.60
	現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	—	189,740,062	5.39
合 計（純資産総額）		—	3,519,740,062	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。（以下同じ。）

（注2）小数点第3位切捨て。端数調整は行っておりません。（以下同じ。）

(2) 【投資資産】（平成21年11月6日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

投資有価証券の種類別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

国/ 地域	種類	銘柄名	帳簿価額 単価・金額 (円)	評価額 単価・金額(円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	金銭信託 受益権	金銭信託(予定配当率固定型) <第2受益権>マネートラスト (A運用タイプ°)	3,330,000,000	3,330,000,000	—	平成22年 9月21日	94.60

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成21年11月6日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
1期	平成18年9月20日	6,227	6,244	1.0000	1.0027
2期	平成19年9月20日	4,084	4,111	1.0000	1.0065
3期	平成20年9月22日	3,431	3,464	1.0000	1.0095
4期	平成21年9月24日	3,018	3,042	1.0000	1.0079
	平成20年11月末日	3,026	—	1.0014	—
	平成20年12月末日	3,029	—	1.0021	—
	平成21年1月末日	3,031	—	1.0028	—

	平成21年2月末日	3,032	—	1.0034	—
	平成21年3月末日	3,034	—	1.0041	—
	平成21年4月末日	3,036	—	1.0047	—
	平成21年5月末日	3,038	—	1.0053	—
	平成21年6月末日	3,036	—	1.0060	—
	平成21年7月末日	3,038	—	1.0067	—
	平成21年8月末日	3,040	—	1.0074	—
	平成21年9月末日	3,517	—	1.0000	—
	平成21年10月末日	3,519	—	1.0005	—
	平成21年11月6日	3,519	—	1.0005	—

（注）表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

② 【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
1期	0.002702
2期	0.006511
3期	0.009478
4期	0.007884

③ 【収益率の推移】

期	収益率（％）
1期	0.27
2期	0.65
3期	0.95
4期	0.79

（注1）収益率は期間騰落率。

（注2）小数点第3位四捨五入。

第二部 【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの沿革】

平成17年9月21日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
平成19年1月4日 投資信託振替制度へ移行

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドの取得申込受付期間中のお申込みは、取得申込受付期間の最終日の午後3時(金融商品取引所(証券取引所)が半日取引日の場合は午前11時)までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受け付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当該取得申込受付期間中のお申込みといたします。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。
- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「一般コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号 [※]
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時[半日営業日の場合は午前9時～正午]までとさせていただきます。(以下同じ。)

- (4) 申込単位は、以下の通りとなります。

一般コース : 100万口以上1口単位(当初元本1口=1円)

自動けいぞく投資コース: 100万円以上1円単位

ただし信託財産の運用方針の維持及び円滑な資金管理のため、取得申込者一人あたりの取得申込みは原則として1億口または1億円を上限とします。

※ 上記の申込単位は販売会社における標準的な申込単位です。販売会社によっては独自に申込単位等を設定する場合があります。

申込単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

- (5) 取得申込みにかかる受益権の価額は、毎年9月20日(同日が休業日の場合は翌営業日)の基準価額とします。また、申込手数料はありません。
- (6) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (7) 取得申込金額の総額が、当ファンドの運用に必要な資金規模に達しない場合や多額と判断される場合、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止

または延期することがあります。

(8) 取得申込受付期間毎に、また、販売会社毎に、取得申込金額の総額に制限を設ける場合があります。

2 【換金（解約）手続等】

(1) ご換金は、原則として一部解約（解約請求）によりお取扱いします。

(2) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって解約を請求することができます。

※ 上記の解約単位は、販売会社における標準的な解約単位です。

※ ご解約単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。

(3) 解約の請求を行う受益者は振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとしします。

(4) 解約請求の受付けについては、信託期間のうち、毎年8月20日[※]の翌営業日から9月20日[※]までの約1ヵ月間を換金申込受付期間とし、原則としてそれ以外に換金申込みの受付けは行いません。換金のお申込みは、毎年9月20日[※]の午後3時（金融商品取引所（証券取引所）が半日取引日の場合は午前11時）までに、解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当該換金申込受付期間中のお申込みとします。換金（解約）の実行日は、毎年9月20日[※]とします。

※ 同日が休業日の場合は翌営業日とします。

(5) 解約の価額は、毎年9月20日（休業日の場合は翌営業日）の基準価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	0120-324-431

(6) ただし、受益者（受益者死亡の場合はその相続人、また破産の場合はその管財人）が、次の特別な事由により受益権の一部解約の請求をした場合（以下「特別解約」という場合があります。）には、換金申込受付期間以外の営業日であっても解約の請求を受付けすることがあります。

1. 受益者が死亡したとき

2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき

3. 受益者が破産宣告を受けたとき

4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき

5. その他前記1.から4.に準ずる事由があるものとして委託会社が認めるとき

受益者が特別解約の請求をする場合、委託会社または販売会社は、当該受益者に対し、当該事由を証する所定の書類の提示を求めることが出来るものとしします。特別解約を希望される場合はお申込みの販売会社へお申出ください。お申出の後、委託会社が指定する日を特別解約の受付日（以下「特別解約受付日」といいます。）とします（特別解約受付日は、お申出当日になるとは限りませんのでご注意ください。）。

(7) 特別解約の価額は、特別解約受付日の基準価額から当該基準価額に0.50%の率を乗じた額を信託財産留保額[※]として控除した価額（「解約価額」といいます。）とします。

※ 「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する受益者と保有を継続する受益者との公平を確保するために、換金する受益者が負担する金額で、信託財産に組入れられます。

(8) 解約代金は、毎年9月20日（休業日の場合は翌営業日）、または特別解約受付日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

(9) 委託会社は、一部解約または特別解約の請求金額が多額と判断される場合、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情が発生したときは、一部解約または特別解約の実行の請求の受付けを延期または中止すること、および既に受付けた一部解約または特別解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。その場合には、受益者は当該受付けの延期または中止以前に行った当日の一部解約または特別解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約または特別解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約または特別解約の価額は、当該受付けを延期または中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約または特別解約の実行の請求を受付けたものとして、当該一部解約または特別解約の請求受付日の基準価額または解約価額とします。

- (10) ご換金の方法について、販売会社によっては解約請求制のほかに買取請求制（販売会社が受益権を買取ることにより換金する方法）による換金を受付ける場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

- ① 基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象資産の時価評価方法の原則＞

信託財産に属する資産は法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって評価します。

[社団法人投資信託協会規則 基準価額の算出方法]

1. 組入資産の評価	
右記①から④の順にて適用	①日本証券業協会発表の売買参考統計値平均値で評価 ②銀行、金融商品取引業者等の提示する価格で評価 ③価格情報会社の提供する価額で評価 ④委託会社が合理的事由をもって時価と認める評価額で評価
2. 未収利息	
1日あたりの未収利息に経過日数を乗じた金額を未収利息として計上します。	
3. 信託報酬	
信託期間を通じて毎日、信託財産の元本の総額に年0.75%以内の率を乗じた額を計上します。	

- ② ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。)に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成17年9月21日から無期限とします。

(4) 【計算期間】

原則として毎年9月21日から翌年9月20日までとします。

上記の規定にかかわらず、計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

① 信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

1. 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
 - a. この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - b. 前記 a. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
 - c. 前記 b. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 1. の信託契約の解約をしません。
 - d. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - e. 前記 b. から d. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 b. の一定の期間が一ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
 - f. 前記 1. に定める信託契約の解約を行う場合において、前記 b. の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
2. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「② 信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

1. 委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
4. 前記 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 1. の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記 2. に定める変更を行う場合において、前記 3. の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対

し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。

7. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

③ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

④ 関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

1. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則1年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。

2. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は「② 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑥ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦ 運用報告書

委託会社は、計算期間の終了毎に期中の運用経過や投資状況などを記載した「運用報告書」を作成します。「運用報告書」は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

⑧ 定期レポート

委託会社は、運用報告書のほか、計算期間中の毎月末を基準として受益者向けレポートを作成し、販売会社に交付します。受益者は、販売会社に問い合わせることにより、当ファンドの運用状況等に関する情報を定期的に入手することができます。受益者向けレポートには、「利害関係者との特定資産の取引に関する書面通知」の内容も併せて記載します。

⑨ 利害関係者との特定資産の取引に関して

[利益相反の恐れのある場合の受益者への書面交付について]

委託会社は、次のa. に定める取引が行われた場合には、b. に定める当該取引に係る事項を記載した書面を、a. に規定する投資信託財産に係る知られたる受益者に対して遅滞なく交付しなければなりません。（投資信託及び投資法人に関する法律、同施行令及び同施行規則）

a. 当ファンドと自己またはその取締役もしくは執行役、運用を行う他の投資信託財産、利害関係人等との間における特定資産（施行規則に規定する指定資産を除きます。）の売買等の取引の場合
書面交付先：当ファンドの受益者

b. 受益者に交付する書面に記載すべき事項は次に規定する通りです。

（書面交付の内容）

イ. 当該取引に係る委託者指図型投資信託の名称

ロ. 書面の交付を行う理由（当該取引の相手方と委託会社との関係を含みます。）

ハ. 取引を行った理由

ニ. 取引の内容（取引を行った特定資産の種類、銘柄（その他の特定資産を特定するために必要な事項）、数および取引価格、取引の方法ならびに取引を行った年月日）

ホ. 投資信託及び投資法人に関する法律（特定資産の価格調査）の調査の結果

ヘ. 当該書面の交付年月日

ト. その他参考になる事項

※ 当ファンドの主要投資対象である合同運用指定金銭信託の信託受益権等の特定資産について、委託会社の利害関係人と取引した場合には、上記法令諸規則に従い、当ファンドの受益者へ、取引の内容等を記載した書面通知を送付致します。

※ 委託会社ホームページでも情報を入手することができます。

照会先の名称	ホームページアドレス
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/

2 【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求することができます。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、信託約款の規定および本書の記載にしたがって、持ち分に応じて償還金を請求することができます。ただし、受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払われます。

償還金の支払いは原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに販売会社において開始されます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4 【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、第3期計算期間（平成19年9月21日から平成20年9月22日まで）及び、第4期計算期間（平成20年9月23日から平成21年9月24日まで）について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号（以下「財務諸表等規則」という。））ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号（以下「投資信託財産計算規則」という。））に基づいて作成しております。

財務諸表等規則は平成20年8月7日付内閣府令第50号により、投資信託財産計算規則は平成21年6月24日付内閣府令第35号によりそれぞれ改正されておりますが、第3期計算期間（平成19年9月21日から平成20年9月22日まで）及び、第4期計算期間（平成20年9月23日から平成21年9月24日まで）は、内閣府令第50号附則第2条第1項第1号及び内閣府令第35号附則第16条第2項により改正前の財務諸表等規則及び投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（平成19年9月21日から平成20年9月22日まで）及び第4期計算期間（平成20年9月23日から平成21年9月24日まで）の財務諸表についてはあずさ監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

みずほインカムトラストファンド9月号

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期計算期間 (平成20年9月22日現在)	第4期計算期間 (平成21年9月24日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	210,704,322	188,017,329
信託受益権	3,260,000,000	2,860,000,000
未収利息	375,071	487,759
流動資産合計	3,471,079,393	3,048,505,088
資産合計	3,471,079,393	3,048,505,088
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	32,524,158	23,797,990
未払受託者報酬	435,984	384,776
未払委託者報酬	6,539,574	5,772,143
その他未払費用	36,816	32,425
流動負債合計	39,536,532	29,987,334
負債合計	39,536,532	29,987,334
純資産の部		
元本等		
元本	3,431,542,411	3,018,517,287
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	450	467
元本等合計	3,431,542,861	3,018,517,754
純資産合計	3,431,542,861	3,018,517,754
負債純資産合計	3,471,079,393	3,048,505,088

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期計算期間 (自 平成19年 9 月21日 至 平成20年 9 月22日)	第4期計算期間 (自 平成20年 9 月23日 至 平成21年 9 月24日)
営業収益		
受取利息	46,453,163	36,086,053
営業収益合計	46,453,163	36,086,053
営業費用		
受託者報酬	862,728	759,752
委託者報酬	12,940,576	11,396,972
その他費用	136,463	127,695
営業費用合計	13,939,767	12,284,419
営業利益又は営業損失（△）	32,513,396	23,801,634
経常利益又は経常損失（△）	32,513,396	23,801,634
当期純利益又は当期純損失（△）	32,513,396	23,801,634
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	—	—
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,312	450
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,900	—
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,900	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	—	3,627
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	3,627
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	32,524,158	23,797,990
期末剰余金又は期末欠損金（△）	450	467

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第3期計算期間 (自 平成19年 9月21日 至 平成20年 9月22日)	第4期計算期間 (自 平成20年 9月23日 至 平成21年 9月24日)
1 運用資産の評価基準及び評価方法	信託受益権につきましては、個別法に基づき、原則として時価で評価しております。	同左
2 計算期間	本財務諸表に係るファンドの計算期間は、当期末が休日のため、平成19年9月21日から平成20年9月22日までとなっております。	本財務諸表に係るファンドの計算期間は、前期末及び当期末が休日のため、平成20年9月23日から平成21年9月24日までとなっております。
3 会計方針の変更	—	「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成18年8月11日）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規則が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年十一月十七日総理府令第百三十三号）改正における経過措置により、金融商品取引法の施行日以後に開始する計算期間から適用されることになったことに伴い、当計算期間から改正会計基準及び実務指針を適用し、信託受益権を有価証券として取り扱っております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第3期計算期間 (平成20年 9月22日現在)	第4期計算期間 (平成21年 9月24日現在)
1 担保資産	該当事項はありません。	—
2 計算期間末日の受益権総口数	3,431,542,411口	3,018,517,287口
3 一単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産の額 (1万口当たりの純資産の額)	1.0000円 (10,000円)	1.0000円 (10,000円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期計算期間 (自 平成19年 9月21日 至 平成20年 9月22日)	第4期計算期間 (自 平成20年 9月23日 至 平成21年 9月24日)						
1 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用 該当事項はありません。 2 分配金の計算過程 計算期末における元本超過額32,524,608円より、32,524,158円（1万口当たり94円78銭）を分配金額としております。 <table border="1"> <tr> <td>I 1万口当たりの分配金単価</td><td>94円78銭</td></tr> <tr> <td>II 残存口数</td><td>3,431,542,411口</td></tr> <tr> <td>III 分配金額(I × II)</td><td>32,524,158円</td></tr> </table>	I 1万口当たりの分配金単価	94円78銭	II 残存口数	3,431,542,411口	III 分配金額(I × II)	32,524,158円	— 1 分配金の計算過程 計算期末における元本超過額23,798,457円より、23,797,990円（1万口当たり78円84銭）を分配金額としております。
I 1万口当たりの分配金単価	94円78銭						
II 残存口数	3,431,542,411口						
III 分配金額(I × II)	32,524,158円						

（有価証券関係に関する注記）

（１）売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

第4期計算期間（自 平成20年9月23日 至 平成21年9月24日）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
信託受益権	2,860,000,000	0
合計	2,860,000,000	0

（注）当計算期間から信託受益権を有価証券として記載しております。

（その他の注記）

元本の移動に関する注記

区分	第3期計算期間 （平成20年 9月22日現在）	第4期計算期間 （平成21年 9月24日現在）
1 期首元本額	4,084,955,994円	3,431,542,411円
期中追加設定元本額	809,221,106円	731,664,534円
期中一部解約元本額	1,462,634,689円	1,144,689,658円

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

有価証券明細表

みずほインカムトラストファンド9月号

（平成21年 9月24日現在）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
信託受益権					
	日本・円	金銭信託(予定配当率固定型)＜ 第2受益権＞マネートラスト(A 運用タイプ)	2,860,000,000	2,860,000,000	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	2,860,000,000 1 94.7%	2,860,000,000 100.0%	
信託受益権 合計				2,860,000,000	
合計				2,860,000,000	

（注１）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２ 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成21年11月6日現在）

I 資産総額（円）	3,521,406,432
II 負債総額（円）	1,666,370
III 純資産総額（I－II）（円）	3,519,740,062
IV 発行済口数（口）	3,517,863,028
V 1口当たり純資産額（III／IV）（円）	1.0005

第５ 【設定及び解約の実績】

下記決算期中の設定及び解約の実績及び当該決算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
1期	6,232,626,194	5,000,000	6,227,626,194
2期	716,445,231	2,859,115,431	4,084,955,994
3期	809,221,106	1,462,634,689	3,431,542,411
4期	731,664,534	1,144,689,658	3,018,517,287

（注）第１期の設定口数には当初申込期間中にかかる設定口数を含みます。

第三部 【特別情報】

第1 【委託会社等の概況】

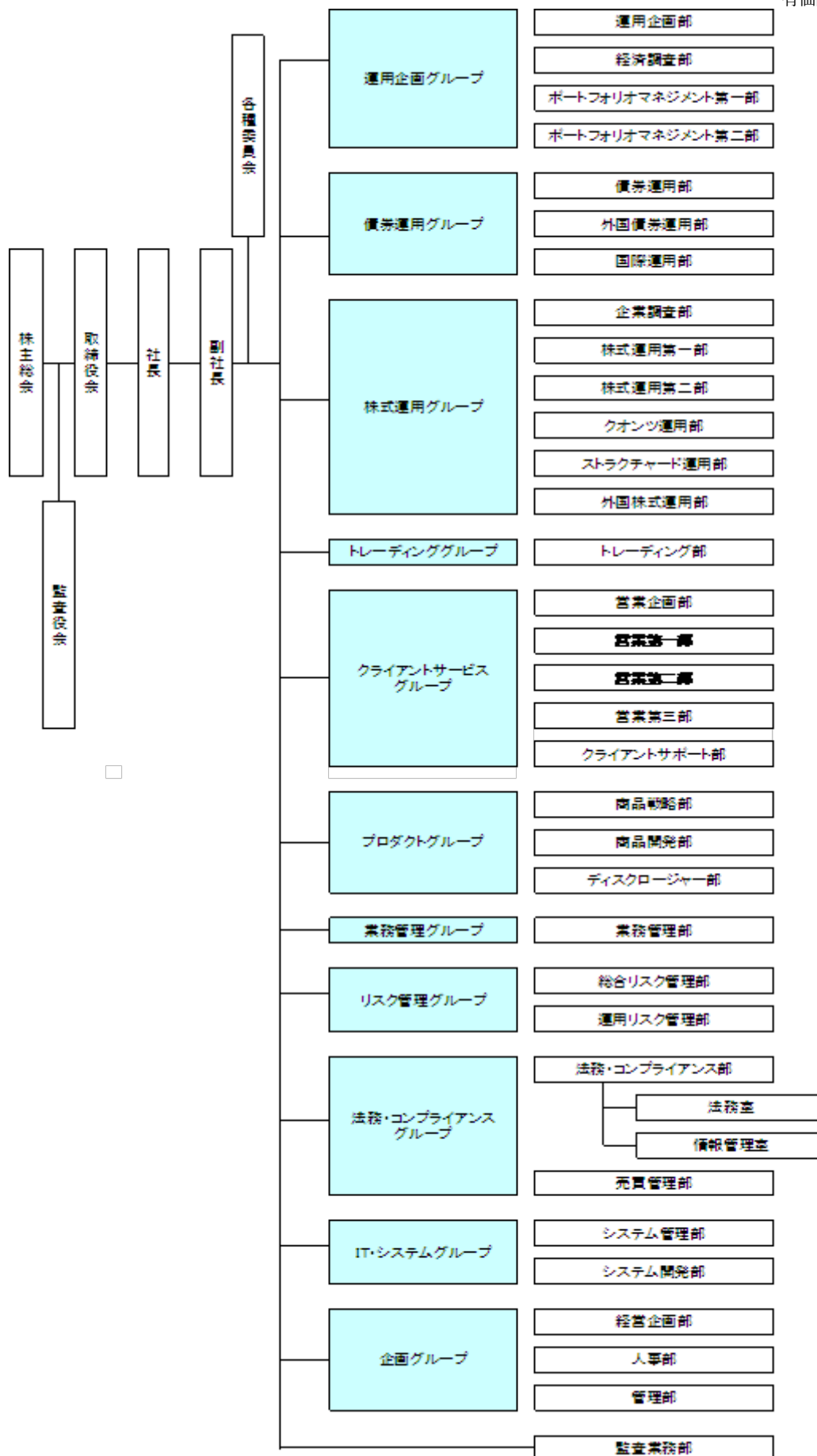
1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成21年11月30日現在	資本金	20億4,560万円
	発行する株式の総数	200万株
	発行済株式の総数	1,052,070株

(2) 会社の機構(平成21年11月30日現在)

① 会社の組織図



② 運用の基本プロセス

1 運用に関する会議および委員会

a 運用の基本計画決定に関する会議

各運用グループ長または運用各部の部長が原則月1回開催する運用会議で、各ファンドの運用に関

する基本計画を決定します。

b 運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

リスク管理グループ長を委員長として月次で開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、法務・コンプライアンスグループ長を委員長として原則3ヵ月に1回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなど社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

2 運用の流れ

a ファンドの運用に関する基本計画の決定

各運用会議は、運用担当者が作成する資産配分、各資産内での主要投資対象等に関するファンドごとの月次の運用に関する基本計画の原案を審議し決定します。

b ファンドの具体的な運用計画の作成

運用担当者は、運用に関する基本計画にそって具体的な売買予定銘柄、数量等の月次の売買計画を作成します。

c 売買の実行指図

運用担当者は、売買計画に基づいて日々の売買の実行を指図します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者であるみずほ投信投資顧問株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投信委託会社として、投資信託の設定および運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成21年11月6日現在、当社の投資信託は以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額(円)
追加型公社債投資信託	16	283,076,438,451
追加型株式投資信託	196	1,431,116,816,891
追加型金銭信託受益権投資信託	12	20,814,319,537
単位型株式投資信託	66	193,520,413,894
合計	290	1,928,527,988,773

3 【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

- 2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については新日本監査法人により監査を受け、また、当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位： 千円)			
	前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金		625	330
預金		7,065,880	12,944,930
有価証券		11,992,744	699,650
前払費用		105,790	95,060
未収入金		5,454	107,717
未収委託者報酬		2,310,464	1,541,471
未収運用受託報酬		491,894	463,544
繰延税金資産		221,401	170,033
その他流動資産		153,475	168,518
貸倒引当金		△ 1,401	△ 1,002
流動資産合計		22,346,330	16,190,255
固定資産			
有形固定資産			
建物（純額）		299,699	262,456
工具、器具及び備品（純額）		202,763	168,704
リース資産（純額）		-	17,252
有形固定資産合計	※ 1	502,463	※ 1 448,414
無形固定資産			
電話加入権		12,747	12,747
ソフトウェア		20,840	9,688
その他無形固定資産		477	404
無形固定資産合計	※ 1	34,064	※ 1 22,840
投資その他の資産			
投資有価証券	※ 2	2,649,681	7,337,632
長期差入保証金		578,457	577,850
会員権		19,500	19,500

繰延税金資産	117,433	241,963
その他	4,200	12,646
投資その他の資産合計	3,369,271	8,189,593
固定資産合計	3,905,799	8,660,848
資産合計	26,252,129	24,851,103
負債の部		
流動負債		
預り金	25,271	310,663
リース債務	-	8,154
未払金		
未払収益分配金	2,498	1,211
未払償還金	82,809	59,604
未払手数料	1,000,605	653,229
その他未払金	25,942	18,206
未払金合計	1,111,857	732,252
未払費用	1,294,253	975,985
未払法人税等	622,172	416
未払消費税等	136,087	-
賞与引当金	330,000	357,300
流動負債合計	3,519,641	2,384,772
固定負債		
リース債務	-	22,465
長期未払金	14,667	7,965
退職給付引当金	78,809	-
役員退職慰労引当金	71,728	86,774
その他固定負債	-	5,355
固定負債合計	165,204	122,560
負債合計	3,684,845	2,507,332
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	104,600	104,600
退職慰労積立金	100,000	100,000
別途積立金	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金	5,677,723	5,550,806
利益剰余金合計	15,810,907	15,683,990
株主資本合計	22,572,982	22,446,065
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 5,698	△ 102,294
評価・換算差額等合計	△ 5,698	△ 102,294

純資産合計	22,567,284	22,343,771
負債純資産合計	26,252,129	24,851,103

(2) 【損益計算書】

(単位： 千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	19,457,777	16,239,947
運用受託報酬	2,416,074	2,382,150
その他営業収益	990	-
営業収益合計	21,874,842	18,622,097
営業費用		
支払手数料	8,694,634	7,324,723
広告宣伝費	506,498	403,189
公告費	4,648	333
調査費		
調査費	674,590	752,457
委託調査費	4,020,211	3,325,622
図書費	7,947	11,105
調査費合計	4,702,750	4,089,185
委託計算費	238,758	175,717
営業雑経費		
通信費	70,397	66,046
印刷費	241,701	258,312
協会費	15,284	18,680
諸会費	3,122	2,786
その他	71,874	87,262
営業雑経費合計	402,381	433,087
営業費用合計	14,549,671	12,426,237
一般管理費		
給料		
役員報酬	117,432	138,599
給料手当	1,887,640	2,232,878
賞与	324,158	363,519
給料合計	2,329,231	2,734,996
交際費	775	1,351
旅費交通費	114,064	111,430
租税公課	99,402	53,660
不動産賃借料	471,669	512,167
退職給付費用	108,459	119,728
福利厚生費	297,547	361,478
貸倒引当金繰入	383	-
賞与引当金繰入	300,575	357,300
役員退職慰労引当金繰入	32,114	21,351
固定資産減価償却費	115,621	126,603
諸経費	417,678	422,564
一般管理費合計	4,287,523	4,822,632

営業利益	3,037,647	1,373,227
営業外収益		
受取配当金	20,969	16,524
有価証券利息	43,685	49,988
受取利息	18,805	20,577
有価証券償還益	601,092	-
時効到来償還金等	77,733	17,667
雑収入	31,780	8,325
営業外収益合計	794,067	113,083
営業外費用		
時効到来償還金等払戻損	2,632	48,628
有価証券解約損	20,510	6,915
ヘッジ会計に係る損失	-	9,357
雑損失	4,527	12,493
営業外費用合計	27,670	77,395
経常利益	3,804,044	1,408,915
特別利益		
投資有価証券売却益	-	3,436
特別利益合計	-	3,436
特別損失		
減損損失	※1 80,910	-
合併関連費用	836,999	-
ゴルフ会員権評価損	4,000	-
システム統合費用	-	201,974
リース会計基準適用に伴う影響額	-	14,726
保養所処分損	-	3,353
投資有価証券評価損	-	529
特別損失合計	921,909	220,583
税引前当期純利益	2,882,134	1,191,768
法人税、住民税及び事業税	1,171,403	466,036
法人税等調整額	△ 10,164	△ 6,892
法人税等合計	1,161,239	459,144
当期純利益	1,720,894	732,624

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位： 千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,045,600	2,045,600
当期末残高	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	2,266,400	2,266,400
当期末残高	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金		
前期末残高	-	2,450,074

当期変動額		
合併による増加	2,450,074	-
当期変動額合計	2,450,074	-
当期末残高	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計		
前期末残高	2,266,400	4,716,474
当期変動額		
合併による増加	2,450,074	-
当期変動額合計	2,450,074	-
当期末残高	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	128,584	128,584
当期末残高	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
前期末残高	104,600	104,600
当期末残高	104,600	104,600
退職慰労積立金		
前期末残高	100,000	100,000
当期末残高	100,000	100,000
別途積立金		
前期末残高	9,800,000	9,800,000
当期末残高	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	4,463,878	5,677,723
当期変動額		
剰余金の配当	△507,049	△859,541
当期純利益	1,720,894	732,624
当期変動額合計	1,213,845	△126,917
当期末残高	5,677,723	5,550,806
利益剰余金合計		
前期末残高	14,597,062	15,810,907
当期変動額		
剰余金の配当	△507,049	△859,541
当期純利益	1,720,894	732,624
当期変動額合計	1,213,845	△126,917
当期末残高	15,810,907	15,683,990
自己株式		
前期末残高	△720,201	-
当期変動額		
自己株式の処分	720,201	-
当期変動額合計	720,201	-
当期末残高	-	-
株主資本合計		
前期末残高	18,188,861	22,572,982
当期変動額		
合併による増加	2,450,074	-
剰余金の配当	△507,049	△859,541
当期純利益	1,720,894	732,624
自己株式の処分	720,201	-

当期変動額合計	4,384,121	△126,917
当期末残高	22,572,982	22,446,065
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	440,940	△5,698
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△446,639	△96,595
当期変動額合計	△446,639	△96,595
当期末残高	△5,698	△102,294
評価・換算差額等合計		
前期末残高	440,940	△5,698
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△446,639	△96,595
当期変動額合計	△446,639	△96,595
当期末残高	△5,698	△102,294
純資産合計		
前期末残高	18,629,801	22,567,284
当期変動額		
合併による増加	2,450,074	-
剰余金の配当	△507,049	△859,541
当期純利益	1,720,894	732,624
自己株式の処分	720,201	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△446,639	△96,595
当期変動額合計	3,937,482	△223,512
当期末残高	22,567,284	22,343,771

重要な会計方針

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法	1 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法…時価法	2 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法 同左
3 固定資産の減価償却方法	3 固定資産の減価償却方法

有形固定資産…定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法 （会計方針の変更） 法人税法の改正に伴い、当期より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ15,467千円減少しております。 （追加情報） 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%相当額に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ558千円減少しております。 （2）無形固定資産…定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法 -----	（1）有形固定資産（リース資産を除く）…定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法 （2）無形固定資産 同左 （3）リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法
---	--

前事業年度 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	当事業年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
4 引当金の計上基準 （1）貸倒引当金 当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 （2）賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。 （3）退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。 （4）役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	4 引当金の計上基準 （1）貸倒引当金 同左 （2）賞与引当金 同左 （3）退職給付引当金（前払年金費用） 同左 （4）役員退職慰労引当金 同左
5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 同左
6 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	-----

7 ヘッジ会計の方針 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…株価指数先物取引 ヘッジ対象…有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております	6 ヘッジ会計の方針 同左
8 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	7 消費税等の処理方法 同左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
-----	（リース取引に関する会計基準の適用） 「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号）が平成20年4月1日以降開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これにより、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、前事業年度末までに開始した取引を含め、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、当該取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とする定率法を採用しております。なお、この変更による前事業年度末までの税引前当期純利益にかかる累積的影響額は、特別損失として処理しております。 これにより、従来の方法に比べ、固定資産は17,252千円、流動負債は8,154千円、固定負債は22,465千円増加し、営業利益は1,390千円増加し、経常利益は66千円、税引前当期純利益は14,793千円減少しております。

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
（貸借対照表及び損益計算書） 当事業年度より、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき、「未収投資顧問料」を「未収運用受託報酬」、「投資顧問料」を「運用受託報酬」、「法人税等」を「法人税、住民税及び事業税」に変更いたしました。 また、「有価証券解約損」は前事業年度まで、営業外費用の「雑損失」に含めて記載しておりましたが、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しました。 なお、前事業年度における「有価証券解約損」の金額は0千円であります。	-----

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
※1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額 建物 32,488千円 工具、器具及び備品 271,535千円 ソフトウェア 65,787千円 その他無形固定資産 368千円	※1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額 建物 69,730千円 工具、器具及び備品 287,344千円 リース資産 44,652千円 ソフトウェア 54,108千円 その他無形固定資産 441千円
※2 担保に提供している資産 投資有価証券25,072千円につきましては、投資顧問業登録及び認可に係る営業保証金の供託として差し入れております。	-----

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)										
※1 減損損失 (経緯) 平成20年3月3日開催の取締役会において、売却の意思決定がされた資産につき、減損損失を認識いたしました。 (減損損失の金額) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>金額（千円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td><td>67,501</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>12,958</td></tr> <tr> <td>売却経費</td><td>450</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>80,910</td></tr> </tbody> </table> なお、減損損失を計上した各資産の回収可能額は、資産毎の正味売却価額により算定しております。 また、当該減損損失は、特別損失に計上しております。	種類	金額（千円）	建物	67,501	器具備品	12,958	売却経費	450	合計	80,910	-----
種類	金額（千円）										
建物	67,501										
器具備品	12,958										
売却経費	450										
合計	80,910										

(株主資本等変動計算書の注記)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	839,200	212,870	-	1,052,070

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

合併に伴う新株式の発行による増加 212,870株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	26,620	-	26,620	-

(変動事由の概要)

減少数の内訳は、次の通りであります。

合併に伴う自己株式の処分による減少 26,620株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成19年6月15日の第44回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

1) 配当金の総額	507,049,920円
2) 1株当たり配当額	624円
3) 基準日	平成19年3月31日
4) 効力発生日	平成19年6月18日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年6月17日の第45回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

1) 配当金の総額	859,541,190円
2) 配当の原資	利益剰余金
3) 1株当たり配当額	817円
4) 基準日	平成20年3月31日
5) 効力発生日	平成20年6月18日

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,052,070	-	-	1,052,070

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成20年6月17日の第45回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

1) 配当金の総額	859,541,190円
2) 1株当たり配当額	817円
3) 基準日	平成20年3月31日
4) 効力発生日	平成20年6月18日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成21年6月16日の第46回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

1) 配当金の総額	366,120,360円
2) 配当の原資	利益剰余金
3) 1株当たり配当額	348円
4) 基準日	平成21年3月31日
5) 効力発生日	平成21年6月17日

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)				当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引				1. ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引	
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				① リース資産の内容 有形固定資産 主として、事務用機器及び車両運搬具であります。	
	工具、器具 及び備品 (千円)	車両及び 運搬具 (千円)	合計 (千円)	② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。	
取得価額相当額	55,599	11,885	67,484		
減価償却累計額 相当額	21,250	3,921	25,172		
期末残高相当額	34,348	7,963	42,312		

② 未経過リース料期末残高相当額	
1年以内	11,412千円
1年超	33,413千円
合計	44,825千円
③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	12,097千円
減価償却費相当額	10,797千円
支払利息相当額	1,625千円
④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法	
減価償却費相当額の算定方法	
…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
利息相当額の算定方法	
…リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	

(有価証券関係)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	前事業年度 (平成20年3月31日)			当事業年度 (平成21年3月31日)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの						
① 株式	14,345	19,169	4,824	14,345	17,537	3,192
② 債券	3,499,629	3,499,744	115	25,046	25,112	66
③ 証券投資信託	999,300	1,059,940	60,639	2,714,944	2,770,741	55,796
小計	4,513,275	4,578,854	65,579	2,754,335	2,813,391	59,055
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの						
① 株式	63,670	52,065	△ 11,605	63,670	36,935	△ 26,735
② 債券	7,018,427	7,018,072	△ 354	699,654	699,650	△ 4
③ 証券投資信託	1,045,581	982,354	△ 63,226	4,198,602	3,993,813	△ 204,789
小計	8,127,679	8,052,492	△ 75,186	4,961,927	4,730,398	△ 231,529
合計	12,640,954	12,631,346	△ 9,607	7,716,263	7,543,789	△ 172,473

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
売却額 (千円)	113,315	21,022
売却益の合計額 (千円)	—	3,436

売却損の合計額（千円）	—	—
-------------	---	---

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)中に解約・償還したその他有価証券は以下のとおりであります。

解約・償還額	2,807,380千円
解約・償還益	616,142千円
解約・償還損	20,768千円

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)中に解約・償還したその他有価証券は以下のとおりであります。

解約・償還額	273,772千円
解約・償還益	1,293千円
解約・償還損	6,915千円

3 時価評価されていない有価証券

内容	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
	貸借対照表計上額(千円)	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	511,079	493,493
国内CD	1,500,000	—

4 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

区分	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
① 債券				
国債	10,492,744	25,072	—	—
② 証券投資信託	—	—	—	—
③ 国内CD	1,500,000	—	—	—
合計	11,992,744	25,072	—	—

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

区分	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
① 債券				
国債	699,650	25,112	—	—
合計	699,650	25,112	—	—

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
--	--

1 取引の内容 利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。 2 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、将来の市場の変動によるリスク低減を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。 3 取引の利用目的 デリバティブ取引は、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、当該取引についてヘッジ会計を行っております。 ① ヘッジ会計の方針 時価ヘッジによっております。 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…株価指数先物取引 ヘッジ対象…有価証券 ③ ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるため、対象有価証券の時価総額の範囲内でヘッジを行っております。 ④ ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。 4 取引に係るリスクの内容 株価指数先物取引は、市場変動によるリスクを有しております。 5 取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引については社内ルールに従い、取締役会の承認のもとに管理部が管理を行い、トレーディング部が取引を執行しております。 また、所定の期間毎に取引状況について取締役会へ報告を行っております。	1 取引の内容 同左 2 取引に対する取組方針 同左 3 取引の利用目的 同左 4 取引に係るリスクの内容 同左 5 取引に係るリスクの管理体制 同左
--	--

2 取引の時価等に関する事項

前事業年度(平成20年3月31日)

ヘッジ会計を適用しているものは開示の対象から除いており、該当事項はありません。

当事業年度(平成21年3月31日)

ヘッジ会計を適用しているものは開示の対象から除いており、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務	(注1)	510,895千円
② 年金資産		432,086千円
③ 退職給付引当金		78,809千円

(注1) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	(注1)	108,459千円
--------	------	-----------

② 退職給付費用	108,459千円
(注1) 確定拠出型制度の退職給付費用10,603千円を含めております。	

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 適格退職年金の責任準備金の計算基礎数値

① 割引率	2.5%及び4.5%
② 予定計算利率	0.75%及び1.00%
③ 過去勤務債務の償却方法	定額償却
④ 過去勤務債務の償却割合	20/100及び35/100

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務	(注1)	536,082千円
② 年金資産		536,729千円
③ 退職給付引当金		—
④ 前払年金費用		646千円

(注1) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	(注1)	119,728千円
② 退職給付費用		119,728千円

(注1) 確定拠出型制度の退職給付費用16,753千円を含めております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年3月31日)	
1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳		1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
有価証券償却超過額	11,432千円	有価証券償却超過額	11,432千円
ソフトウェア償却超過額	33,791千円	ソフトウェア償却超過額	125,208千円
賞与引当金損金算入限度超過額	134,277千円	賞与引当金損金算入限度超過額	145,385千円
退職役員退職年金未払金	12,285千円	退職役員退職年金未払金	5,968千円
ゴルフ会員権償却超過額	62,754千円	ゴルフ会員権償却超過額	31,121千円
未払事業税	58,774千円	その他有価証券評価差額金	70,179千円
退職給付引当金	32,067千円	その他	69,737千円
減損損失	9,195千円	繰延税金資産小計	459,033千円
その他有価証券評価差額金	3,909千円	評価性引当額	△44,620千円
その他	56,600千円	繰延税金資産合計	414,413千円
小計	415,087千円	繰延税金負債	
評価性引当額	△76,252千円	未払事業税	△2,152千円

繰延税金資産の純額	338,834千円	前払年金費用	△263千円
		繰延税金負債合計	△2,415千円
		繰延税金資産の純額	411,997千円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
		法定実効税率	40.69%
		（調整）	
		評価性引当額	△2.65%
		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.42%
		受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.26%
		住民税等均等割	0.35%
		その他	△0.02%
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.53%

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

①結合企業 第一勧業アセットマネジメント株式会社（当社）

事業の内容 投資信託における委託会社の業務、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及び投資一任契約に係る業務及びそれらに付帯または関連する一切の業務

②被結合企業 富士投信投資顧問株式会社

事業の内容 投資信託における委託会社の業務、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及び投資一任契約に係る業務及びそれらに付帯または関連する一切の業務

(2) 企業結合の法的形式及び結合後企業の名称

当社を存続会社とし、富士投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併であり、両社はともに株式会社みずほフィナンシャルグループを親会社としております。なお、結合後企業の名称はみずほ投信投資顧問株式会社となっており、合併により普通株式239,490株を交付しております。また、合併による資本金の増加はありません。

(3) 取引の目的を含む取引の概要

近時ますます多様化・高度化するお客さまの投資ニーズに的確に対応していくには、両社が持つ経営基盤、これまで培ってきたノウハウを発展的に融合することがベストであると判断し、平成19年7月1日を合併期日として富士投信投資顧問株式会社と合併しました。

2. 実施した会計処理の概要

当社が富士投信投資顧問株式会社より受入れた資産及び負債は、合併期日（平成19年7月1日）の前日に付された適正な帳簿価額により計上しました。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主

属性	名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区	1,540,965百万円	子会社の経営管理	被所有直接98.7%	なし	経営管理	自己株式の処分	679,105	—	—

(2) 兄弟会社

属性	名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	650,000百万円	銀行業	なし	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,110,308	未払手数料	411,412
親会社の子会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288百万円	証券業	直接0.0%	なし	投資信託の販売	支払手数料	2,007,488	未払手数料	193,543
親会社の子会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,231百万円	信託銀行業	なし	なし	信託財産の管理	委託者報酬	12,559,261	未収委託者報酬	1,801,982

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

一般取引条件と同様に決定しております。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	650,000百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	2,882,983	未払手数料	246,189
同一の親会社をもつ会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288百万円	証券業	所有直接0.0%	投資信託の販売	支払手数料	1,342,543	未払手数料	118,580
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,231百万円	信託銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	11,271,538	未収委託者報酬	1,255,215

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

（東京証券取引所、大阪証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 21,450.36円	1株当たり純資産額 21,237.91円
1株当たり当期純利益 1,733.85円	1株当たり当期純利益 696.36円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
（1株当たり当期純利益の算定上の基礎）	（1株当たり当期純利益の算定上の基礎）
損益計算書上の当期純利益 1,720,894千円	損益計算書上の当期純利益 732,624千円
普通株式に係る当期純利益 1,720,894千円	普通株式に係る当期純利益 732,624千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数 992,524株	普通株式の期中平均株式数 1,052,070株

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同左

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項(平成21年11月30日現在)
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項(平成21年11月30日現在)
会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

名称		資本金の額 (百万円)	事業の内容
(1)受託会社	みずほ信託銀行株式会社	247,231	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を行っています。
(2)販売会社	株式会社みずほ銀行	650,000	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。

(注) 資本金の額は、平成21年3月末日現在

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託銀行として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3 【資本関係】（持株比率5.0%以上を記載します。）

平成21年12月18日現在、該当する事項はありません。

<参考：再信託受託会社の概要>

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(資産管理サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されております。

平成20年12月22日 有価証券報告書

平成21年6月15日 半期報告書

平成21年8月5日 有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成21年11月13日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員	公認会計士	鈴木 敏夫 印
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	奥村 始史 印
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほインカムトラストファンド9月号の平成20年9月23日から平成21年9月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほインカムトラストファンド9月号の平成21年9月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月16日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 樽本 修平 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 茂木 哲也 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第46期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年11月14日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員	公認会計士	鈴木 敏夫 印
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	奥村 始史 印
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほインカムトラストファンド9月号の平成19年9月21日から平成20年9月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほインカムトラストファンド9月号の平成20年9月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 前期の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月17日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員	公認会計士	成澤 和己 印
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	樽本 修平 印
業務執行社員		
業務執行社員	公認会計士	茂木 哲也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。